

広島県公安委員会規程第2号

行政不服審査手続規程を廃止する規程を次のように定める。

平成23年5月20日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

行政不服審査手続規程を廃止する規程

行政不服審査手続規程（平成14年広島県公安委員会規程第12号）は、廃止する。

附 則

この公安委員会規程は、平成23年6月1日から施行する。